

(証券コード3059)
2022年6月7日

株 主 各 位

神戸市須磨区中島町三丁目2番6号
(本社 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556)

ヒラキ株式会社

代表取締役 伊 原 英 二

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月28日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556
当社 本社5階多目的ホール

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記3頁をご覧ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

※書面およびインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産はお配りいたしておりません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://company.hiraki.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の6.業務の適正を確保するための体制
 - ②事業報告の7.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④計算書類の個別注記表なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://company.hiraki.co.jp/>)に掲載させていただきます。
4. 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について」を4頁に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットにより議決権行使される場合のウェブサイトアドレスは以下のとおりです。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトからも議決権を行使できます。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- (3) 議決権の行使期限は、上記となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (4) インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
【電話】0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について、下記のとおりご案内いたしますと共に、株主様の皆様のご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

○当社の対応について

- ・株主総会の役員・スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入場口には、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

○株主の皆様へのお願い

- ・感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、極力ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・事前に議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、前述のご案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

○当日ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と会場入場口にて検温ならびにアルコール消毒液のご使用にご協力ください。マスクを着用されていない株主様はご入場をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけし、ご入場をお控えいただくことがございますのであらかじめご了承ください。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によって上記内容に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://company.hiraki.co.jp/>) においてお知らせいたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種率の上昇に伴い、経済活動が正常化に向かう動きも見受けられました。しかしながら、年明け以降はオミクロン株の感染症拡大によるまん延防止等重点措置の適用や、原材料価格ならびに海上運賃の高騰に起因する物流コストの上昇等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、当期は第三次中期経営計画初年度に当たり、「顧客ニーズへのあくなき探求～新たな「売り物×売り方×売る場所」を創る～」を年度経営方針として、「他にはない 他ではできない それがヒラキです。」をスローガンに、ユーザーインの視点でお客様に支持され、社会に貢献し、世の中に必要とされる会社であり続けるべく、商品力と販売力の強化を推し進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における連結売上高は、151億99百万円（前期比4.8%減）、営業利益は6億89百万円（前期比25.2%減）、経常利益は6億95百万円（前期比23.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億66百万円（前期比16.8%減）となりました。

② 事業別概況

事業の種類別セグメントの売上高は、次のとおりであります。（単位：百万円）

区 分	金 額	構成比(%)	前期比(%)
通 信 販 売 事 業	8,724	57.4	99.0
店 舗 販 売 事 業	6,213	40.9	90.4
卸 販 売 事 業	261	1.7	94.3
合 計	15,199	100.0	95.2

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(通信販売事業)

通信販売事業におきましては、2021年2月から7月にわたり実施した創業60周年記念キャンペーンの他、インフルエンサーを活用した販売促進商品のPR投稿等のSNS施策の拡充ならびに年6か月のテレビCM放映、アプリ35万件ダウンロード突破記念やスクール応援キャンペーン等の販売促進策を推し進めてまいりました。結果、WEB訪問者数は前期比二桁増を示し、オリジナル商品の認知度向上・購買動機向上につながることができました。商品面では、新入学シーズンを中心にスクール関連の靴・衣料は堅調に推移しました。また、ジュニアガールズブランドとして立ち上げた「MILKFRAPPE」は、キッズ・ジュニア分類の受注の牽引役を果たしました。一方、材料費の高騰および中国国内での新型コロナウイルス感染症の拡大がタイムリーな商品調達の妨げとなり、とりわけ第4四半期連結会計期間にその影響を受け、お客様の購買喚起に苦戦いたしました。

この結果、売上高は87億24百万円（前期比1.0%減）となりました。利益面は、円安基調下、仕入原価の上昇を値下げ販売の抑制により粗利益率は前年並みを確保しましたが、減収の影響が大きく、セグメント利益は10億80百万円（前期比6.0%減）となりました。

(店舗販売事業)

店舗販売事業におきましては、ブランドスニーカーの品揃えで集客しオリジナル商品の拡販を図ることを軸とした靴の販売強化、衣料・日用雑貨・食品等の特価商材の仕入れを強化し、集客・売上拡大に取り組んでまいりました。また、靴専門店は、パート社員主体のローコスト運営で10か店を京阪神地区にドミナント展開し、オリジナル商品の販売拡大および通信販売事業との相乗効果を図ってまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用などが続く中、集客に苦戦はしましたが、靴専門店が寄与し靴売上高は前年を上回りました。一方、食品・日用雑貨部門については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う来店客数の減少、競合店の出店および前年の巣籠り需要の一巡により前年を下回りました。

この結果、売上高は62億13百万円（前期比9.6%減）となりました。利益面は、靴専門店による売上増を主因に粗利益率の高いオリジナル商品の売上構成比がアップしたことにより売上総利益率は改善しましたが、減収およびパート社員増加による人件費増により、セグメント損失は25百万円（前期は利益1億24百万円）となりました。

(卸販売事業)

卸販売事業におきましては、主要取引先への売上増加および新規取引先の開拓に努めてまいりました。新規取引先への販売は徐々に拡大しつつある一方、主要取引先への販売および「大卸し」は、消費者の需要が依然として高まらなかった結果、売上高は2億61百万円（前期比5.7%減）、セグメント損失は7百万円（前期は損失1百万円）となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は104百万円であり、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

主な設備投資として、靴専門店新規出店に係る諸設備費用として25百万円、本社管理部門のシステム更新に係る費用として22百万円の設備投資を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、長期借入金による資金調達によって充当いたしました。

(2) 対処すべき課題

経営の基本方針

「人の生命は限りがある。会社の生命を永遠のものにして、次の時代のための礎となろう」が当社グループの社訓であり、長期安定的な企業価値の向上を目指しております。その実現のためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営の重大な課題と認識し、経営責任の明確化と迅速果断な経営判断を行うため、執行役員制度を導入し、取締役会は少人数の構成としております。

「会社は100%お客様のためにある」

「会社は100%社員のためにある」

「会社は100%世の中のためにある」

お客様に必要とされるということは、世の中に必要とされることであり、つまりは「会社は100%世の中のためにある」ということを真剣に考え、日々取り組んでおります。その精神を磨き、全てのステークホルダーから必要とされる「価値」を生み続けることが当社グループの使命であると考えております。

この考え方にに基づき、当社グループの「経営理念」を定め、その実践を通じて、長期安定的な企業価値の向上を図ってまいります。

[経営理念]

- 一、私達は、常にお客様に満足をしていただくために、価値あるサービスを他に一步先んじて、提供し続けていきます。
- 一、私達は、常に仕事を通じて、自らの成長と豊かな生活を実現するために、創意と工夫をこらし、明るい職場をつくります。
- 一、私達は、常に進取気鋭の精神こそ、活力の源泉であることを確認し、新しいビジネスの創造に、積極果敢な挑戦をし続けていきます。

2022年度の見通し

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、引き続き一定の経済活動の制限が続くものと見込まれます。加えて、ウクライナ紛争および為替相場の動向によっては、原材料・原油価格の高騰による仕入価格・光熱費の大幅な上昇が懸念され、景気の先行きは依然として厳しい状況が予想されます。

このような状況の下、2022年度は第三次中期経営計画の2年目に当たります。中期経営計画の基本戦略「オリジナル商品を軸とした事業をさらに磨き上げると共に、新しい事業領域にもチャレンジする」の下、今年度の年度方針を「唯一無二の存在へ～新しいモノ・やり方で客数を飛躍的に上げる～」とし、オリジナル商品を軸とした各事業をさらに磨き上げ、低価格に加え顧客ニーズに寄り添った商品の開発を通して、新規顧客の獲得、既存顧客のリピート率アップを図り、持続的な成長（売上増加）と企業価値の向上（収益力の強化）に取り組んでまいります。

通信販売事業におきましては、材料費の高騰および円安基調の下、仕入価格の上昇が予想されますが、訴求力のある販売促進商品、単品で勝負できる商品の開発および商品ブランディングを推し進めることにより、価格と機能の最適化（高いコストパフォーマンス）を図り、新しいファンの獲得とリピーターの増加につなげ、会員顧客数の拡大を通して受注増加に取り組んでまいります。

店舗販売事業におきましては、総合店は、オリジナル商品とブランドスニーカー等の品揃えを充実し靴販売を強化すると共に、催事の強化やテナント導入等により賑わい溢れる店づくりに取り組んでまいります。また、靴専門店は、京阪神地区を中心にドミナント展開しチェーン拡大する計画としております。

卸販売事業におきましては、主要大口取引先への新商品提案による取引拡大およびこれに続くODM発注可能な販売に取り組める新規取引先との取引深耕に努めると共に、「大卸し」ECサイトの利用拡大に取り組んでまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、長期安定的な企業価値の向上に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第42期 (2019年3月期)	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)	第45期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	16,859	15,932	15,962	15,199
営 業 利 益 (百万円)	813	436	922	689
経 常 利 益 (百万円)	810	481	911	695
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	552	323	560	466
1株当たり当期純利益	113円42銭	66円42銭	115円06銭	95円78銭
総 資 産 (百万円)	16,829	16,644	17,114	16,735
純 資 産 (百万円)	6,376	6,593	7,099	7,419

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資率	主要な事業内容
上海平木福客商業有限公司 (中国 上海市)	1,050千米ドル	100%	靴・履物等の企画・ 発注および仕入

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

事 業 部 門	事 業 内 容
通信販売事業	自社オリジナル商品を中心とした、カタログ、インターネットによる靴・履物、衣料品、日用雑貨品等の販売
店舗販売事業	ディスカウント業態の店舗による靴・履物、食料品、衣料品、日用雑貨品等の販売および靴専門店による靴・履物等の販売
卸販売事業	OEM開発商品を中心とした、大手小売店、量販店等への靴・履物等の販売

(6) 主要な事業所および営業所

① 当社

社 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556
本部 須磨本部（神戸市須磨区）
店 舗 <総合店>
岩岡店（神戸市西区）、日高店（兵庫県豊岡市）、龍野店
（兵庫県たつの市）、姫路店（兵庫県姫路市）
<靴専門店>
サンパティオ庄内店（大阪府豊中市）、イズミヤ昆陽店
（兵庫県伊丹市）、フレンテ西宮店（兵庫県西宮市）、
イズミヤ門真店（大阪府門真市）、イズミヤ小林店（兵庫県宝
塚市）、イズミヤ多田店（兵庫県川西市）、イズミヤ枚方店
（大阪府枚方市）、つかしん店（兵庫県尼崎市）、イズミヤ
八幡店（京都府八幡市）、トナリエ南千里アネックス店（大阪
府吹田市）
物流センター 生野事業所（兵庫県朝来市）
営業所 東京営業所（東京都台東区）

② 子会社

上海平木福客商業有限公司（中国 上海市）

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
252名	10名減

(注) 従業員数には、パート・アルバイト343名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
246名	9名減	45.3歳	15.1年

(注) 従業員数には、パート・アルバイト343名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額(百万円)
株式会社みなと銀行	918
株式会社山陰合同銀行	718
兵庫県信用農業協同組合連合会	621
株式会社百十四銀行	543
神戸信用金庫	464

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,870,807株
(自己株式 284,793株を除く)
- (3) 株主数 13,852名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 マ ヤ ハ	752	15.43
ヒ ラ キ 従 業 員 持 株 会	256	5.27
神 戸 信 用 金 庫	251	5.15
株 式 会 社 み な と 銀 行	211	4.33
平 木 和 代	195	4.01
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	184	3.77
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	110	2.25
株 式 会 社 山 口 銀 行	96	1.97
梅 木 孝 雄	92	1.88
凸 版 印 刷 株 式 会 社	70	1.43
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	70	1.43

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式284,793株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長執行役員	伊 原 英 二	最高執行責任者
取 締 役 専務執行役員	梅 木 孝 雄	店舗販売事業部長兼店舗統括部長 上海平木福客商業有限公司 董事
取 締 役 常務執行役員	姫 尾 房 寿	現業支援本部長兼総務部長兼経営戦略室管掌 上海平木福客商業有限公司 監事
取 締 役 執行役員	堀 内 秀 樹	開発商品事業部長 上海平木福客商業有限公司 董事長
取 締 役	朝 家 修	公認会計士・税理士朝家事務所 代表 株式会社日住サービス 社外取締役
取 締 役	船 瀬 紗代子	学校法人西須磨幼稚園 副園長
常 勤 監 査 役	上 平 田 哲	
監 査 役	松 田 陽 三	
監 査 役	熊 尾 弘 樹	

- (注) 1. 取締役のうち朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち松田陽三氏および熊尾弘樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 熊尾弘樹氏は、元病院事務局長として経理部門に長年勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 重要な兼職の異動の状況について
該当事項はございません。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の地位・担当等の異動
該当事項はございません。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

役 名	氏 名	担 当
執行役員	埜 邨 敬 和	品質管理部長
執行役員	東 端 聡	開発商品事業部 商品開発部長 兼 開発管理部長
執行役員	蓮 井 敏 之	開発商品事業部 通信販売部長
執行役員	高 下 幸 弘	経営戦略室長 兼 現業支援本部副部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	72,676	65,176	7,500	—	6
監査役	12,570	12,570	—	—	3
合計 (うち社外役員)	85,246 (9,000)	77,746 (9,000)	7,500 (—)	— (—)	9 (4)

(注) 報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給与(賞与を含む。)は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した賞与とし、その支給総額を対象員数に基づく親会社株主に帰属する当期純利益の一定割合を上限として取締役会で決定し、毎年定時株主総会終了後に支給することとしています。業績連動報酬に係る業績指標は、企業の持続的成長の観点から連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益とし、取締役会において業績予想値の達成度および直近5事業年度の実績平均との比較などを総合的に勘案した業績評価を行い、支給の有無、また支給する場合はその総額を独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定しております。当事業年度を含む連結売上高・連結営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1.(3)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1996年6月26日開催の第19回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております(従業員兼務取締役の従業員部分は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの長期安定的な企業価値の向上およびガバナンスの強化を実現するため、経営内容、世間水準および従業員給与等とのバランスを考慮しつつ、その職責に見合う報酬制度とすべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を独立社外取締役および監査役の同意を得た上で2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

社外取締役を除く取締役の報酬等は月例の固定報酬（以下「基本報酬」という。）および業績連動報酬等により構成しております。社外取締役については、独立した客観的な立場から経営の監督機能を担う役割を踏まえ、業績との連動は行わず基本報酬のみを支払うこととしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会および取締役会で決議された限度額の範囲内で、決定方針に基づき、2021年6月29日開催の取締役会にて代表取締役会長兼社長執行役員の伊原英二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額ならびに役位および個人の業績貢献度に応じた賞与の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼社長執行役員が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長執行役員によって適切に行使されるよう、独立社外取締役および監査役の同意を得ております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役・監査役・執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

ア. 朝家 修氏は、公認会計士・税理士朝家事務所代表であります。また、株式会社日住サービスの社外取締役であります。いずれも当社と重要な取引その他の関係はありません。

イ. 船瀬紗代子氏は、学校法人西須磨幼稚園の副園長であります。当社と重要な取引その他の関係はありません。

ウ. 松田陽三氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。

エ. 熊尾弘樹氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	朝家 修	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、公認会計士・税理士として財務の専門家としての知識や経験に基づき、当該視点から監督・助言機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から議案審議等に有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。また、代表取締役および社外役員が出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて、中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に貢献しております。
	船瀬紗代子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、幼稚園副園長としての幅広い経験および通信販売事業の主要顧客層と同一視点で、監督・助言機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から議案審議等に有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。また、代表取締役および社外役員が出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて、中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に貢献しております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	松田 陽三	当事業年度開催の取締役会14回中13回・監査役会14回中13回に出席し、金融機関における長年の実務経験および金融財政に関する幅広い知識や経験に基づき有用な発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。
	熊尾 弘樹	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、元金融機関役員および元病院事務局長として有する財務等豊富な実務経験に基づき有用な発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。

④ 責任限定契約

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,008,136	流 動 負 債	3,925,589
現金及び預金	7,056,660	買掛金	805,875
受取手形	374	1年内返済予定の長期借入金	2,015,613
売掛金	898,388	未払金	743,914
商品	2,867,212	未払法人税等	71,774
未着商品	101,408	賞与引当金	117,296
貯蔵品	13,668	契約負債	22,583
その他	78,760	その他	148,530
貸倒引当金	△8,337	固 定 負 債	5,390,033
固 定 資 産	5,727,279	長期借入金	5,102,176
有形固定資産	5,410,196	退職給付に係る負債	180,473
建物及び構築物	2,164,283	資産除去債務	35,074
機械装置及び運搬具	17,460	その他	72,309
土地	3,098,931	負 債 合 計	9,315,622
リース資産	66,331	純 資 産 の 部	
その他	63,189	株 主 資 本	7,381,010
無形固定資産	50,874	資本金	450,452
投資その他の資産	266,207	資本剰余金	1,148,990
投資有価証券	51,575	利益剰余金	5,932,760
繰延税金資産	143,447	自己株式	△151,191
その他	71,184	その他の包括利益累計額	38,782
資 産 合 計	16,735,415	その他有価証券評価差額金	2,295
		繰延ヘッジ損益	20,775
		為替換算調整勘定	15,712
		純 資 産 合 計	7,419,792
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,735,415

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,199,317
売 上 原 価		7,810,616
売 上 総 利 益		7,388,701
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,699,087
営 業 利 益		689,614
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,378	
為 替 差 益	2,555	
そ の 他	34,419	43,353
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,797	
そ の 他	8,082	37,880
経 常 利 益		695,087
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		695,087
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	213,768	
法 人 税 等 調 整 額	14,770	228,539
当 期 純 利 益		466,548
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		466,548

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	450,452	1,148,990	5,563,395	△151,191	7,011,645
会計方針の変更による 累積的影響額			232		232
会計方針の変更を反映 した当期首残高	450,452	1,148,990	5,563,628	△151,191	7,011,878
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△97,416		△97,416
親会社株主に帰属 する当期純利益			466,548		466,548
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	369,132	-	369,132
当 期 末 残 高	450,452	1,148,990	5,932,760	△151,191	7,381,010

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△1,617	71,221	17,778	87,382	7,099,028
会計方針の変更による 累積的影響額					232
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△1,617	71,221	17,778	87,382	7,099,260
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△97,416
親会社株主に帰属 する当期純利益					466,548
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,912	△50,445	△2,066	△48,599	△48,599
当期変動額合計	3,912	△50,445	△2,066	△48,599	320,532
当 期 末 残 高	2,295	20,775	15,712	38,782	7,419,792

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,029,570	流 動 負 債	3,935,938
現 金 及 び 預 金	7,027,255	買 掛 金	799,177
受 取 手 形	374	1年内返済予定の長期借入金	2,015,613
売 掛 金	898,388	リ ー ス 債 務	29,987
商 品	2,870,510	未 払 金	743,030
未 着 商 品	103,132	未 払 費 用	42,330
貯 蔵 品	13,668	未 払 法 人 税 等	71,774
前 渡 金	48,818	前 受 金	2,925
前 払 費 用	38,747	預 り 金	10,308
そ の 他	37,012	賞 与 引 当 金	117,296
貸 倒 引 当 金	△8,337	債 務 保 証 損 失 引 当 金	29,642
		契 約 負 債	22,583
		そ の 他	51,269
固 定 資 産	5,721,216	固 定 負 債	5,390,033
有 形 固 定 資 産	5,407,132	長 期 借 入 金	5,102,176
建 物	2,114,069	リ ー ス 債 務	61,631
構 築 物	50,214	退 職 給 付 引 当 金	180,473
機 械 及 び 装 置	1,264	資 産 除 去 債 務	35,074
車 両 運 搬 具	16,196	そ の 他	10,677
工 具、器 具 及 び 備 品	60,125		
土 地	3,098,931	負 債 合 計	9,325,972
リ ー ス 資 産	66,331		
無 形 固 定 資 産	50,772	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	24,243	株 主 資 本	7,401,744
リ ー ス 資 産	16,825	資 本 金	450,452
そ の 他	9,703	資 本 剰 余 金	1,148,990
投 資 そ の 他 の 資 産	263,311	資 本 準 備 金	170,358
投 資 有 価 証 券	51,575	そ の 他 資 本 剰 余 金	978,632
出 資 金	2,330	利 益 剰 余 金	5,953,494
長 期 前 払 費 用	12,712	利 益 準 備 金	100,000
繰 延 税 金 資 産	143,447	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,853,494
そ の 他	53,245	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	150,695
		別 途 積 立 金	4,900,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	802,799
		自 己 株 式	△151,191
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	23,070
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,295
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	20,775
資 産 合 計	16,750,787	純 資 産 合 計	7,424,814
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,750,787

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,199,317
売 上 原 価		7,820,225
売 上 総 利 益		7,379,092
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,667,100
営 業 利 益		711,991
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,316	
そ の 他	34,616	40,933
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,604	
そ の 他	37,725	67,329
経 常 利 益		685,594
税 引 前 当 期 純 利 益		685,594
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	213,768	
法 人 税 等 調 整 額	14,770	228,539
当 期 純 利 益		457,055

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映 した当期首残高	450,452	170,358	978,632	1,148,990
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990

	株 主 資 本						
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100,000	158,376	4,400,000	935,245	5,593,622	△151,191	7,041,872
会計方針の変更による 累積的影響額				232	232		232
会計方針の変更を反映 した当期首残高	100,000	158,376	4,400,000	935,477	5,593,854	△151,191	7,042,104
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の取崩		△7,681		7,681	-		-
別途積立金の積立			500,000	△500,000	-		-
剰余金の配当				△97,416	△97,416		△97,416
当期純利益				457,055	457,055		457,055
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	△7,681	500,000	△132,678	359,639	-	359,639
当 期 末 残 高	100,000	150,695	4,900,000	802,799	5,953,494	△151,191	7,401,744

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,617	71,221	69,603	7,111,476
会計方針の変更による 累積的影響額				232
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△1,617	71,221	69,603	7,111,708
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△97,416
当期純利益				457,055
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,912	△50,445	△46,533	△46,533
当期変動額合計	3,912	△50,445	△46,533	313,106
当期末残高	2,295	20,775	23,070	7,424,814

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井さわ子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 さわ子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役を含む各取締役との面談を通じて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

ヒラキ株式会社	監査役会	
常勤監査役	上平田 哲	Ⓔ
社外監査役	松田 陽三	Ⓔ
社外監査役	熊尾 弘樹	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営を実践し、内部留保を充実させながら、会社を継続的に発展させることによって、株主の皆様にご安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

なお、配当総額は48,708,070円となります。

これにより、中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金20円（配当金総額97,416,140円）となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1 <u>変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第17条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役6名全員は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">い はら えい じ 伊 原 英 二</p> <p>(1950年4月27日生)</p>	<p>1974年4月 株式会社兵庫相互銀行（現 株式会社みなと銀行）入行</p> <p>1999年4月 株式会社みなと銀行審査部長</p> <p>2001年6月 同行コンプライアンス部長</p> <p>2002年6月 同行監査部長</p> <p>2004年4月 同行退社</p> <p>2005年3月 当社入社、顧問</p> <p>2005年6月 常勤監査役</p> <p>2018年6月 代表取締役会長（現任）</p> <p>2019年6月 社長執行役員（現任） 最高執行責任者（現任）</p>	11,800株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、常勤監査役として13年間当社の会計監査および取締役の職務執行の監査を通じて当社業務全般に精通しています。また、豊富な経験と高度な知識を有し、2018年より代表取締役会長、2019年より代表取締役会長兼社長執行役員としての任務を通じて、当社の経営全般にも精通しています。その豊富な経験と知見をもとに、当社の経営を的確に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	うめ き たか お 梅 木 孝 雄 (1961年4月24日生)	1992年1月 当社入社 1999年4月 通信販売部長 2004年4月 常務執行役員 2006年6月 専務執行役員（現任） 2007年2月 専務執行役員 営業本部長兼靴事業推進部長 2008年4月 通信販売カンパニー社長 物流部長 2009年6月 取締役（現任） 2010年10月 営業本部長 2011年4月 営業本部 ディスカウント事業部長 2019年4月 店舗販売事業部長兼店舗統括部長 （現任） <重要な兼職の状況> 上海平木福客商業有限公司 董事	92,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、取締役専務執行役員店舗販売事業部長兼店舗統括部長としての任務および通信販売部長・物流部長の経験を通じて、当社の店舗販売事業および通信販売事業に関し豊富な経験と知識を有しております。また、2009年6月から13年間当社取締役としての確に企業経営全般の職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ひめ お ふさ とし 姫 尾 房 寿 (1958年12月13日生)	1981年 4 月 株式会社兵庫相互銀行（現 株式会 社みなと銀行）入行 2008年 6 月 株式会社みなと銀行人事部長 2009年 4 月 同行三木支店長 2011年 4 月 当社出向 現業支援本部顧問 2011年10月 執行役員 現業支援本部 総務部長 2012年 6 月 取締役（現任） 2014年 6 月 常務執行役員（現任） 現業支援本部長兼総務部長 兼経営戦略室長 2019年 6 月 現業支援本部長兼総務部長 兼経営戦略室管掌（現任） <重要な兼職の状況> 上海平木福客商業有限公司 監事	4,500株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、取締役常務執行役員現業支援本部長兼総務部長兼経営戦略室管掌としての任務を通じて、当社の管理部門の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しております。また、2012年6月から10年間当社取締役としての的確に企業経営全般の職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ほり うち ひで き 堀内 秀 樹 (1964年5月12日生)	<p>1999年10月 当社入社</p> <p>2007年5月 通信販売部長</p> <p>2008年4月 通信販売カンパニー 通信販売事業部長</p> <p>2009年10月 通信販売カンパニー 通信販売事業部長兼品質管理部長</p> <p>2010年8月 執行役員(現任) 通信販売カンパニー社長 兼品質管理部長</p> <p>2010年10月 営業本部 開発商品事業部長 兼品質管理部長</p> <p>2011年4月 営業本部 開発商品事業部長</p> <p>2014年6月 取締役(現任)</p> <p>2019年4月 開発商品事業部長(現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 上海平木福客商業有限公司 董事長</p>	27,600株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、取締役執行役員開発商品事業部長としての任務を通じて、当社の通信販売事業活動に関し豊富な経験と知識を有しております。また、2014年6月から8年間当社取締役としての的確に企業経営全般の職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	あさ いえ おさむ 朝 家 修 (1962年12月5日生)	<p>1990年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>1994年3月 公認会計士登録</p> <p>1995年9月 同法人退所</p> <p>1996年8月 税理士登録</p> <p>1996年8月 公認会計士・税理士 朝家事務所代表(現任)</p> <p>2005年6月 当社監査役</p> <p>2015年6月 当社取締役(現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 公認会計士・税理士 朝家事務所代表 株式会社日住サービス 社外取締役</p>	2,400株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 同氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と知識を有しています。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、2015年6月社外取締役就任以来、豊富な見識に基づいた経営への監督・助言等を期待しているところ、取締役会において有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	ふなせ さよこ 船瀬 紗代子 (1984年8月28日生)	2007年3月 大阪教育大学教育学部卒業 2009年3月 神戸大学大学院人間発達環境学研究所修士課程修了 2009年4月 学校法人西須磨幼稚園入社 2015年4月 同幼稚園副園長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) <重要な兼職の状況> 学校法人西須磨幼稚園 副園長	500株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、幼稚園副園長として幅広い経験と見識を有しています。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、2019年6月社外取締役就任以来、当社通信販売事業の主要顧客層と同一視点で独立した立場で監督・助言等期待しているところ、取締役会において有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 朝家 修氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって7年であります。
 5. 船瀬紗代子氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって3年であります。
 6. 当社は、社外取締役朝家 修氏および船瀬紗代子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された際には、当該契約を継続締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かみひら た さとし 上平田 哲 (1955年9月5日生)	1978年4月 株式会社兵庫相互銀行（現 株式会社みなと銀行）入行 2003年4月 株式会社みなと銀行支店第二部長 2005年4月 同行西脇支店 支店長 2009年6月 みなとリース株式会社常務取締役 2013年6月 同社専務取締役 2017年6月 同社審議役 2018年6月 当社入社、顧問 2018年6月 当社監査役（現任）	1,300株
[監査役候補者とした理由] 同氏は、2018年6月から監査役を4年間務め、当社の業務内容全般に精通しており、また、長年の金融機関の勤務経験を通じて、幅広い金融知識およびリスク管理能力を有していることから、監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者としております。			
2	くま お ひろ き 熊尾 弘樹 (1947年11月17日生)	1970年4月 株式会社兵庫相互銀行（現 株式会社みなと銀行）入行 1990年6月 同行取締役融資企画部長 1992年8月 同行常務取締役 1996年1月 同行退社 1999年7月 みどり病院（現 医療法人社団倫生会）入社 2001年5月 同社団事務局長 2012年4月 同社団事務局長 2015年6月 当社監査役（現任） 2016年3月 医療法人社団倫生会退職	600株
[社外監査役候補者とした理由] 同氏は、2015年6月から当社社外監査役を7年間務め、当社の業務内容に精通しており、また、元金融機関役員・元病院事務局長として経理部門に長年勤務し、財務および会計等豊富な実務経験を有していることから、社外監査役として適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ 3	やま だ よし たね 山 田 良 種 (1955年7月17日生)	1978年4月 神戸信用金庫入庫 2004年8月 同庫融資部長 2005年11月 同庫理事、融資部長 2009年2月 同庫常務理事、人事部長 2012年2月 同庫常務理事、融資部長 2015年3月 同庫常務理事、営業推進部長 2015年10月 同庫常勤監事（現任） <重要な兼職の状況> 神戸信用金庫 常勤監事	—
[社外監査役候補者とした理由] 同氏は、金融機関における長年の実務経験および金融財政に関する幅広い経験や知識に加えて内部監査に関する豊富な経験や知識を有していることから、社外監査役として適任であると判断し、新任社外監査役候補者としております。			

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 熊尾弘樹氏および山田良種氏は、社外監査役候補者であります。
4. 熊尾弘樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 山田良種氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
6. 熊尾弘樹氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって7年であります。
7. 当社は、社外監査役熊尾弘樹氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、再任された際には、当該契約を継続締結する予定であります。また、山田良種氏が選任された際には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社取締役および監査役のスキルマトリックス

第3号議案および第4号議案が承認可決された場合の取締役会の構成なら
びに各取締役および監査役が備える主なスキルは次のとおりであります。

氏名	役職	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	人事 労務	財務 会計	内部統制 コンプライアンス	E C I T
伊原 英二	代表取締役兼 社長執行役員	●	●	●	●	●	
梅木 孝雄	取締役 専務執行役員	●	●			●	●
姫尾 房寿	取締役 常務執行役員	●		●	●	●	
堀内 秀樹	取締役 執行役員	●	●			●	●
朝家 修	社外取締役	●		●	●		
船瀬 紗代子	社外取締役	●		●			●
上平田 哲	常勤監査役	●	●			●	
熊尾 弘樹	社外監査役	●		●	●	●	
山田 良種	社外監査役	●		●		●	

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556

当社 本社5階多目的ホール

電話 (078) 967-1062

交 通 : 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は、送迎バスの運行を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

お車でご越しの際は、当社岩岡店駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。

